

令和 8 年度
笛吹市立中学校の標準制服導入支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月
山梨県笛吹市
教育委員会 学校教育課

目次

1	実施目的	1
	(1)付属書類	1
2	業務概要	1
	(1)業務内容	1
	(2)履行期間	1
	(3)笛吹市立中学校への入学予定生徒数	1
3	参加資格要件等	2
	(1)参加資格要件	2
	(2)参加資格の確認等	2
4	募集手続き等に関する事項	3
	(1)募集及び委託事業者の選定方法	3
	(2)選定スケジュール	3
	(3)事務局及び問合せ先	4
	(4)実施要領等の公表について	4
	(5)参加表明の方法について	4
	(6)企画提案書の提出について	5
	(7)参加表明書及び企画提案書等に係る質疑について	6
	(8)応募に関する留意事項	7
5	選定方法、基準等	8
	(1)選定方法	8
	(2)選定基準	8
	(3)審査概要	9
	(4)審査基準	10
	(5)審査結果の通知	10
	(6)担当職員等と接触の禁止	10
6	メーカー選定後の手続き	11
7	その他	11

1 実施目的

笛吹市(以下「市」という。)では、令和 10 年 4 月から、笛吹市立中学校の制服を統一化した標準制服を導入するため、標準制服支援業務(以下「本業務」という。)を実施する。

また、市の方針や関係者の意見を柔軟に取り入れ、本業務を推進していくため、十分な実務経験を有する優れた制服を製造する事業者(以下「メーカー」という。)を公募型プロポーザル方式により広く募集し、メーカーを選定する。

この要領は、本業務に係る事業者の募集方法、選定方法等について定めることを目的とし、本要領及び次の付属資料(以下「募集要領等」という。)は一体のものとする。

(1) 付属書類

ア 笛吹市立中学校「標準制服のあり方」に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

イ 参加表明等に関する様式集

2 業務概要

本業務における件名は「笛吹市立中学校の標準制服導入支援業務」とし、業務内容は、別紙「基本方針」によるものとする。

(1) 業務内容

ア 標準制服のデザイン決定に係る支援(デザイン・タイプ・附属品の提案等)

イ 標準制服デザイン総選挙(生徒等アンケート)の実施に係る支援

ウ 標準制服の仕様書の作成及び開示(説明会での関係者への説明を含む)

エ 標準制服の審査・承認に係る支援及び承認した商品のリスト作成・販売店への周知

オ 採寸、縫製、販売店への納入

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月下旬までとする。

(3) 笛吹市立中学校への入学予定生徒数

ア 令和 10 年 4 月 約 530 人

イ 令和 11 年 4 月 約 470 人

ウ 令和 12 年 4 月 約 450 人

3 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は(以下「応募者」という。)、次項(2)アによる参加資格確認基準日において、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

ア 笛吹市内中学校の衣料品販売事業者等に対し、納品等の対応が可能であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 法人税、市税、消費税等を滞納していない法人等であること。

カ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない法人等であること。

キ 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていない法人等であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号及び笛吹市暴力団排除条例(平成 24 年笛吹市条例第 1 号)に該当しないこと。

(2) 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、本プロポーザルに関する参加表明書の受付期間終了日(令和 8 年 10 月 16 日(金))とする。

イ 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日から、企画提案書の受付期間終了日(令和 8 年 11

月 9 日(月))までの間に、応募者が資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は失格となる。

ウ 企画提案書受付期間終了日以降の取扱い

企画提案書の受付期間終了日から契約日までに、応募者が資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を審査対象から除外する。

4 募集手続き等に関する事項

(1) 募集及び委託事業者の選定方法

市は、本業務への参画を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意し、笛吹市立中学校の標準制服導入支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により、事業者を選定する。

なお、選定に当たっては、本要領 10 ページの審査基準に掲げる内容について、総合的に審査し、合計得点が最上位の者を最優秀提案者とする、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 選定スケジュール

区分	項目	日程
参加表明書	実施要領の配布 参加表明書等の受付	令和 8 年 10 月 5 日(月)から 令和 8 年 10 月 16 日(金)まで
	参加表明書及び企画提案書等 に関する質問受付	令和 8 年 10 月 5 日(月)から 令和 8 年 10 月 9 日(金)まで
	質問への回答	令和 8 年 10 月 14 日(水)
	参加確認通知書の通知	令和 8 年 10 月 19 日(月)
企画提案書 及び審査	企画提案書等の受付	令和 8 年 10 月 19 日(月)から 令和 8 年 11 月 9 日(月)まで
	企画提案書受理及び審査日時 通知の通知	令和 8 年 11 月 11 日(水)
	プレゼンテーション及びヒア リング	令和 8 年 11 月 16 日(月)
	審査結果の公表	令和 8 年 12 月上旬(予定)
	書類審査結果の通知	令和 8 年 12 月上旬(予定)

(3) 事務局及び問合せ先

笛吹市立中学校の標準制服導入支援業務事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会事務局(以下、「事務局」という。)及び問合せ先は、次のとおりとする。

(住 所) 〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 809 番地 1 号

笛吹市役所市民窓口館 3 階

(名 称) 笛吹市教育委員会 学校教育課 学務担当

(電話番号) 055-262-4111(代表) 内線 8-15-340

(F A X) 055-261-3343

(電子メール) gakkō-seifuku@city.fuefuki.lg.jp

(担当者) 角田、田中、久保

(4) 実施要領等の公表について

本市のホームページに掲載するとともに、事務局においても配布する。

笛吹市公式ホームページ URL:<https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

(5) 参加表明の方法について

参加表明の方法については、企画提案書の提出を確認するため、次のア～エに係る資料を事務局に提出するものとする。

また、書類番号を記した表紙(任意様式)と内訳がわかるようインデックスを付し、A4 縦ファイルに綴じた正本 1 部、副本 2 部を提出すること。

なお、以下の資料の受け取り後、参加資格がある参加表明者に対し、参加確認通知書を送付する。

ア 参加表明書(様式 1-1)

イ 会社概要書(欄外に添付書類の記載あり)及び実績調書(様式 1-2)

(ただし、添付書類の登記事項証明書(全部事項証明)(写)は受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

ウ 印鑑登録証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

エ 納税証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

最新決算報告をした事業年度の確定申告に付した国税、都道府県税、市町村税の納税証明書(複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書)を提出すること。

オ 提出先及び方法

(ア) 提出先 事務局

(イ) 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日(金) 午後 5 時(必着)

(ウ) 提出方法 持参、郵送(書留又は特定記録郵便)

(6) 企画提案書の提出について

プレゼンテーションによる審査を行うため、次のア～ウに係る資料を事務局に提出するものとする。

なお、いずれの資料においても、A4 サイズ 10 枚以内、文字は 12 ポイント以上を使用すること。

ア 企画提案書 a (任意様式)

基本方針を踏まえた制服となるブレザー、スラックス、スカートについて、次の 3 点について提案すること。

(ア) 選択・デザイン性

生徒自身が着用したいと思うデザインの制服であること。

また、衣服の着脱がしやすいことや、性別に関係なく生徒の判断により着用する制服(スラックスかスカート)が選択できるものであること。

(イ) 機能性

日々の学校活動に支障がないような動きやすさ、保温性、通気性、撥水性、抗菌防臭などの配慮がされていること。

また、乾きやすさ、手入れのしやすさ、しわの付きにくさに配慮がされ、家庭用洗濯機での選択が可能であること。

(ウ) 経済性

保護者の負担にならない価格設定など、家庭の経済的負担に配慮した制服の価格設定とすること(企画提案書の中で、想定販売価格を提示すること)。

また、従来の制服が耐久性という点で高い評価を得ていることを踏まえ、3 年間の着用に耐えうる素材や縫製であり、仕立て直し可能な形状など、進学時の負担が過度にならない制服とすること。

【販売想定価格】 50,000 円以内(消費税抜き)

イ 企画提案書 b (任意様式)

標準制服を着用する生徒や、経済的負担を軽減したい保護者の思いを

反映させることができる企画について、提案すること。

ウ 企画提案書 c (任意様式)

メーカーに選定され、仕様書作成後に、学校や市内販売店等との協力体制や、制服に対するアフターケア等について、提案すること。

エ 提出に係る注意事項

- (ア) 企画提案書等については、書類番号を記した表紙(任意様式)と内訳がわかるようインデックスを付し、製本 1 部、副本 15 部、電子データ 1 部(PDF 形式、CD-R 等)を提出すること。
- (イ) 各書類には、参加確認通知書により通知した登録番号を様式の右肩に記入すること。
- (ウ) 書類には、提案者が特定できる記述(氏名、事務所名、記号など)を入れないこと。
- (エ) 各書類はホッチキス留め等せず、クリップ等により簡易に束ねた形で提出すること。

オ 提出先及び方法

- (ア) 提出先 事務局
- (イ) 提出期限 令和 8 年 11 月 9 日(月) 午後 5 時必着
- (ウ) 提出方法 持参または郵送(書留又は特定記録郵便)
- (エ) 企画提案に関わる資料について
企画提案に関わる資料は「基本方針」によるものとし、本市ホームページから確認するものとする。

(7) 参加表明書及び企画提案書等に係る質疑について

ア 質問書の提出

質問がある場合は、質問書(様式 2)を提出すること。

なお、質問・意見は参加表明書及び企画提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

また、以下の受付期間に未着の場合は質問・意見は無いものとする。

イ 提出先

- (ア) 提出先 事務局
- (イ) 提出期間 令和 8 年 10 月 5 日(月)～10 月 9 日(金) 午後 5 時まで

(ウ) 提出方法 電子メール

件名には「募集要領及び仕様に関する質疑」と記載すること。なお、電子メール送信後、速やかに着信確認の電話を行うこと。

ウ 回答

(ア) 日 時 令和 8 年 10 月 14 日(水) 午後 5 時まで

(イ) 回答方法 質問及び回答は本市のホームページに記載する

(8) 応募に関する留意事項

ア 応募事項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容を承諾するものとする。

イ 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 提出書類の差替の禁止

応募者は提出期限以降における提案書の差替及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

エ 提案の無効

次の提案については、その提案の一切を無効とする。

(ア) 参加資格を有さない者による提案

(イ) 提案に際して談合等による不正行為をした者の提案

(ウ) 必要な書類に応募者の署名または押印がなされていない提案

(エ) 募集手続きに関係のない事項を記載した提案

(オ) 提出書の記載漏れ、誤記等により内容が確認出来ない提案

オ 費用の負担

応募に要する費用については、全て応募者の負担とする。

カ 市の提供する資料の取扱い

応募者は、市が提供する資料を本提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

キ 提案書類の返却

応募者から提出を受けた提案書は返却しない。

ク 使用言語、単位及び時刻

応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第5号)に定めるもの、単位は円、時刻は日本標準時とする。

ケ 著作権

応募者から提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本事業に関する公表を行う場合、その他市が必要と判断した場合、最優秀提案者の提案書の一部又は全部を無償で利用できるものとする。

コ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、材料、施工方法、サービス等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

サ 募集の延期

市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、または取り消すことができる。

シ 提案の辞退

参加資格があると認められた応募者のうち、企画提案書の提出を辞退する場合は、令和8年11月9日(月)午後5時までに参加辞退書(任意様式)を事務局まで持参又は郵送(特定記録郵便又は簡易書留)により提出すること。

5 選定方法、基準等

(1) 選定方法

ア 選定は、審査委員会において実施する。

イ 審査委員会は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。また、選定経過の公表も行わない。

ウ 選定は、提出された書類一式、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員会が行う。

(2) 選定基準

ア 得点が60%以上の者のうち、最高得点者をメーカーの最優秀提案者として選定する。

イ 提出が1社のみの場合は、得点が60%以上あれば、当該提案を有効と

する。

(3) 審査概要

ア 審査日時 令和 8 年 11 月 16 日(月) 午後 1 時 30 分～

イ 審査場所 笛吹市役所本館 301 会議室

ウ 出席者 本業務の責任者を含めた 3 人以内

エ プレゼンテーション

(ア) 一者につき 30 分程度(説明 20 分、質疑 10 分程度)

(イ) プレゼンテーションの実施時間・場所等の詳細については、応募者に別途通知する。なお、応募者の数によって時間配分等は前後する場合がある。

(ウ) 説明は企画提案書の内容を活用し行うこと。

(エ) 使用するパソコン等の機材については、応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては市が用意する。

なお、ヒアリングの際にはホワイトボードによる説明を可能とする。

(オ) サンプルを持ち込む場合は 3 体を上限とする。

(カ) プレゼンテーションについてはおおむね以下の時間配分で行うものとし、各者創意工夫の上、時間内に行うこと。

準備 → プレゼンテーション → 質疑応答 → 片付け

(5 分) (20 分) (10 分) (5 分)

※プレゼンテーションの所要時間は 30 分とする。準備及び片付けは目安であり、プレゼンテーションの所要時間には含めない。

(4) 審査基準

項目	内容	配点	書類等
事業者の適格性	笛吹市の取組に十分に協力できる姿勢や体制が整っているか ・業務体制(組織)が充実しているか。 ・豊富な経験や実績を有しているか。	10	会社概要書及び実績調書(様式1-2)
実現性	「基本方針」及び企画提案の3つの視点を十分理解し、実現できているか	45	企画提案書 a
企画力	生徒や保護者等の思いを反映させることができる企画力があるか。	20	企画提案書 b
工夫・協力	仕様書作成後の学校や販売店等との協力体制や制服へのアフターケアがあるか。	15	企画提案書 c
対応力	取組意欲があり、柔軟な受け答えや対応・提案ができるか。	10	—
合計		100	

(5) 審査結果の通知

ア 最優秀提案者等の決定及び公表

審査委員会が提案内容を総合的に評価し、市は、審査委員会による審査の結果を踏まえ、最優秀提案者及び次点の優秀提案者を決定し、全ての応募者へ結果を通知する。

イ 審査結果の公表

市は、最優秀提案者の決定後、審査結果を市ホームページで公表する。
なお、審査結果に関する問合せには応じない。

(6) 担当職員等への接触の禁止

参加表明書を提出した者は、審査結果が公表されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員等に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。

接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

6 メーカー選定後の手続き

市は、最優秀提案者に選定されたメーカーと次の内容について協議し、契約を締結する。

- (1) 市と協力し、令和 10 年度の新制服導入に向けて取組むこと。
- (2) 本業務に係る費用は無償とすること。
- (3) 決定した新制服のデザインに関する権利は、市教育委員会に帰属する。
- (4) 決定したデザインの新制服の見本と仕様書を市教育委員会に提出する。
- (5) メーカー選出後、新制服の導入について市民の同意が得られない等の理由で新制服の製作まで至らない場合でも市に対して提案等に要した費用の返還を求めることはできない。

7 その他

本要領に定めるもののほか、プロポーザルの内容に関しては、関係法令に基づき、学校教育課長が判断し、決定する。